

令和7年度大阪市国民健康保険運営協議会第1回総会

1 日 時 令和7年10月1日(水)午後2時から

2 場 所 大阪市役所7階 特別委員会室

3 出席者

(委員)

・被保険者を代表する委員

大木委員、小沢委員、阪上委員、竹川委員

・保険医又は保険薬剤師を代表する委員

北村委員、杉浦委員、利森委員、永濱委員、西原委員、松本委員

・公益を代表する委員

くぼた委員、立見委員、辻委員、服部委員、松田委員、森委員

・被用者保険等保険者を代表する委員

川隅委員、平手委員、

(福祉局)

向井福祉局長、岩田保険年金担当部長、西川保険年金課長、

山本国保保健事業担当課長、金井国保収納対策担当課長、内藤保険年金課長代理、

坂田国保収納対策担当課長代理、登尾国保収納対策担当課長代理、

秋山国保広域調整担当課長代理、津守保健副主幹、その他関係職員

4 会議内容

(1) 開会

(2) 福祉局長あいさつ

(3) 出席状況の報告(事務局)

(4) 会長・副会長の選出

(5) 服部会長あいさつ

(6) 報告事項について

《報告事項》

大阪市の国民健康保険事業について

① 国民健康保険制度の概要

- ・医療保険制度の概要
- ・国民健康保険の主な事業内容
- ・国民健康保険の運営
- ・国民健康保険の財政スキーム

- ・保険料水準統一の全国状況
- ② 大阪市の国民健康保険事業の特徴
 - ・加入率
 - ・加入者の所得構成
 - ・一人当たり医療費の推移
- ③ 大阪市の国民健保事業の状況
 - ・令和7年度 府内統一保険料率
 - ・一人当たり平均保険料
 - ・保険料収納率の推移
 - ・保険料収納率向上に向けた取組
 - ・医療給付費の適正化に向けた取組
 - ・特定健康診査・特定保健指導
 - ・国保プラス健診・国保人間ドック・その他の取組
 - ・マイナ保険証の利用促進

(7) 質問について

《質問事項》

「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更について

《答申》

別添「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更に係る意見について（答申）」のとおり、答申を受けた。

5 議 事

【服部会長】

それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題2の報告事項、「大阪市の国民健康保険事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

【西川保険年金課長、金井国保収納対策担当課長、山本国保保健事業担当課長】

配布資料に基づいて、報告事項について説明。

【服部会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問などはございませんでしょうか。

【北村委員】

大阪府の国保全体のうち事業費納付金が50%で決定・納付されていますけれども、あくまでも統一した基準で、決定されて納付されるわけですね。

そこで、点線で囲まれているところで、医療費水準を反映させる、反映させないとい

うのが書いてありますけど、そうなってきますと大阪市だけで考えると、医療費水準が高ければ得をするようになるようなことだと思える。

その中にあって、大阪市は114万円ぐらいの平均の年収である、大阪府が120万円ぐらいの年収である、さらにいえば、各政令指定都市の中で、一番、大阪市が国民健康保険の加入率が高いということになってくる。

もしも、大阪市内における医療費の水準が高いとするならば、大阪市は得をしているというふうな理解の仕方も成り立つのかなと思うが、その見解についてはいかがでしょうか。

【西川保険年金課長】

北村委員のご質問ですけれども、事業費納付金、これは大阪府が一定のルールに基づいて計算して決定という、行政処分として市町村に通知がされます。大阪府内の場合、ご説明申し上げたとおり、府内統一保険料率ということになっておりますので、医療費水準を反映させないこととしています。委員ご指摘のとおり、もともと医療費水準が高いところは統一によってその恩恵を受けることになったり、医療費水準が低いところは保険料が高くなったりというような現象が発生します。

大阪市に関しては、都心部であり、周辺都市より平均年齢が若いため、年齢調整前の医療費水準は低いということになります。ただし、都道府県単位で医療費水準を考える際は、年齢調整をします。年齢調整というのは、どこの市町村も全国平均の年齢構成であればどうなるのかということを計算し直します。結局は、市町村国保の時代から考えると、保険料は引っ張られて高くなっているかもしれません、大阪市は所得も低いので、所得によって配分する事業費等いろいろな要素がございまして、損得について検証もできない状態ですので、わからないということになってしまいます。

【北村委員】

統一したことによって、インセンティブで一人千円もらえるから大阪府全体としてみたら得なのではないかという発想はできる。

【西川保険年金課長】

国からのインセンティブは3年限定ですけれども、それでも数十億円いただいているので、そこは大きなところではないかと思っています。

【北村委員】

なんとなく雰囲気は伝わりました。

【服部会長】

ありがとうございます。他の委員の方々からも、ご質問いかがでしょうか。

【川隅委員】

大阪市の場合、国保の被保険者 54 万人ということで、外国人の被保険者の方が大阪市に何名ぐらいおられるのか、それとその方々の収納率等々お分かりであれば、お教えいただきたいと思います。

【金井国保収納担当課長】

統計情報としてとっているわけではございませんので、先ほどありました国の動きもございまして、大阪市の方で調査をした内容ということでご理解いただければと思います。令和 7 年 5 月末時点で、国保資格を有している、納付義務者が外国人である世帯数は、7 万 4 千世帯ございます。

その方々の収納率としましては、75.7% ということで、全体の収納率 89% のところと比較しますと、14 ポイントほど低いという状態でございます。

【川隅委員】

ありがとうございます。

【服部会長】

ほかにありますでしょうか。

【杉浦委員】

前回、若年層の収納率が、市の平均 89% よりも低いということで、その取組をお願いしたいということでお話をさせていただきましたけれども、現状、若年層への収納率向上のための取組があれば教えていただきたい。

【金井国保収納担当課長】

若年層の収納対策ということでございますが、若年層の方は、やはり医療を受ける回数が高齢者の方と比べると少ないというところで、なかなか制度的な理解を得にくいというのが現状でございます。そのため、若年層の方々については、周知等徹底していくしかないと考えております。今年度につきましては、「ミヤクミヤク」の絵が入った大阪市のエックス(旧ツイッター)やラインを活用して、周知をしております。

【杉浦委員】

ありがとうございます。

【服部会長】

ご質問を機にいろいろな取組が披露いただけている状況ですけれども、ほかの委員のみなさまはいかがでしょうか。

【阪上委員】

マイナ保険証のことですが、マイナンバーカードを医療機関にある機械に通したんですけれども、それで自然に保険証になるのでしょうか。それとも、役所に行って何か手続きをしないといけないのでしょうか。

【西川保険年金課長】

マイナンバーカードを既にお持ちであれば、医療機関のカードリーダを通じまして、マイナ保険証の利用登録が可能になっております。

また、スマホで登録したり、セブン銀行のATMでマイナ保険証の登録をしたりすることも可能です。

【北村委員】

今、言われたようにマイナ保険証という形で使えることは当然ですけども、マイナンバーカードを持っていない方には、資格確認書という保険証と同じ役割をするものが送られてきますから、マイナンバーカードが必須ではないということはご理解いただきたいと思います。

【服部会長】

ありがとうございます。

マイナンバーカードの取扱いや使い方については、まだ市民の方の理解はこれからの部分もあるかと存じますので、引き続き広報をよろしくお願いしたいと存じます。

ほかによろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきたいと存じます。議題3の諮問事項「大阪府国民健康保険運営方針の一部変更」について事務局からご説明をお願いいたします。

【西川保険年金課長】

配布資料に基づいて、議題3の大阪府国民健康保険運営方針の一部変更について説明。

【服部会長】

ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、みなさまからご質問、ご意見などを承りたいと存じます。いかがでしょうか。

【北村委員】

別紙の「拠出にあたっては、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を」のうち、「徹底した」という文言は要らないのではないかと思います。医療も介護も福祉も、今、非常に困窮しているということは、大阪府や大阪市の行政の方々もよくわかっていることでありますので、「徹底」という言葉に抵抗があるということは、お考えいただきたい。

【西川保険年金課長】

ご意見ありがとうございます。この部分について、参考1の法律附則第47条の抜粋で、国が掲げている内容になってございます。なお、国の方でも徹底したとは言いながら、医療や介護へのアクセスが閉ざされることがないようにというような国会での議論があったということがあります。

【北村委員】

「徹底した」については、ちょっと抵抗があるということでお願いしたい。それから、子ども・子育て支援金について、国保で3,000億円程度拠出するということになっているけれども、国民健康保険の支援金が一人当たり400円で、12ヶ月で4,800円、それに対して2,500万人分が全て収納できたとしても足りない。これを1.3兆円から1兆円を引いた3,000億円で補うということだが、この国保に対してかなりのペーセンテージを費やさないといけないとみてとれます。

当初、国民健康保険料の400円というのは、医療保険料額の5.3%ですごいことだと思ったけど、本当はもっとペーセンテージを上げないといけないくらいかと思って危惧している。国保が非常におんぶに抱っこ状態になっている。

もう一つは、資料4ページの中の β というのがよく分からなかったので、今日説明してくれたが、最初から説明すべきだと思います。

1が基本にあるけれども、残念ながら大阪市の場合は0.86で、応能割、つまり所得割の方が低くならざるを得ない。均等割と平等割が6対4ということで、0.86に対して0.6ということになると、1.43対1になるため、応能割、所得割が大阪市は大きい。3方式でやるよりも多くなる。18歳以上の人たちは結構な負担増になっているのではないかという懸念が生じるわけで、こういうことを皆さん理解をしていただいたうえで、2方式になりますよということを言わないといけないのではないか。

【西川保険年金課長】

ありがとうございます。まず、1対 β の関係ですけれども、1対 β は、応益割と応能割の割合になります。1は応益割の全体なので、1を均等割と平等割で6対4にしま

す。2方式の場合、均等割対平等割は100対0になります。

【北村委員】

均等割と平等割は6対4ではなく、均等割が1になるということでしたら、それでいいですが、少し丁寧な説明がいりますね。

あと18歳以上に均等割額が全部乗つかってしまうというのは、かなり高くなるような印象があるが、それは大丈夫なのでしょうか。18歳以上の人の負担が急に増えないかという懸念がありますが、それは計算上ちゃんとできているのかどうか。

【西川保険年金課長】

資料3ページで、令和8年から段階的に250円、300円としているのは、そういった部分も考慮されています。

【北村委員】

そうしたらまた話が戻ってしまうが、国保が3,000億円のうちの相当額を負担してもらっているという認識は持っておかないといけないと思います。

【西川保険年金課長】

約3,000億円の件につきましては、現行の医療保険に準じて、国保と後期高齢者医療の低所得者負担軽減という制度があり、低所得者はそれぞれ7割・5割・2割軽減されます。これは新しい保険料についても適用することになっており、公費として府費と市費、ほかにも国費が入っています。次に、被用者保険の協会けんぽ、健保組合は、労使折半となっており、それぞれ3,900億円、3,700億円の半分、約4,000億円が、公費ではなく、事業主負担で填補されます。一方、共済組合の1,300億円のうちの半分、650億円が事業主、つまり公費になります。

国保に関しましては、1,200億円が保険料で1,800億円が公費ですけれども、共済組合が650億円で、残り550億円が後期高齢者医療の軽減ということになります。

これは、そもそも被用者保険は保険の軽減というものがなく、国保と後期は低所得者が多いため、こういった軽減措置が法律上ございまして、それに公費をあてるという既存の制度をそのまま、新しい保険料にも適用しようということになっています。

【北村委員】

3,000億円の内、そういうかなり負担をしてもらっているから、何とか達成している。それがなかったら、この5.3%を10%位にしてもだめだという認識もしないといけない。国民健康保険のこの5.3%というのは、残念だけれども高くない、ということは言わないといけないと思います。

【服部会長】

非常に重要なご意見、ご確認を承りました。委員の方からご意見はございますでしょうか。

(意見、質問等なし)

【服部会長】

よろしいでしょうか。この度の新しい「一部変更」に関連して、お示しをいただきました市の説明・資料におきまして、非常に重要なご指摘をいくつか頂戴いたしました。文言として「徹底した」という表記につきまして、ご意見を頂戴した次第でございます。また説明資料の詳細な計算根拠、また説明についても、ご意見を承った次第でございます。

ただいまのご意見について、安易に集約ということは困難ではございますが、本日の頂戴したご意見は、当協議会に諮問されました「大阪府国民健康保険運営方針」の一部変更に係る意見として反映するように、考慮してまいりたいと存じます。従いまして、当該意見につきまして、この場において、法定市町村意見聴取に関して、大阪市の意見案についての審議とさせていただき、案につきましては大阪府に対して、国の検討状況を注視するとともに、更に、支援金制度の導入による実質的な負担が生じていないか客観的・継続的な検証と十分な情報公開を行うよう国に求めるという内容を提起しつつ、本日の審議のご意見を考慮しながら、文案を反映させていきたいと存じますので、これにつきましては、会長に一任いただけたらと存じますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【服部会長】

ありがとうございます。

それでは、文案については一任をいただいたということで、今後、事務局とも詳細を確認しつつ進めたいと存じたいと思います。

それでは、最後に、本日の内容も含めて、委員のみなさま方からこれ以外にも何か、ございましたら承りたいと存じますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようござりますので、これをもちまして、本日の議事は終了させていただきたいと存じます。みなさまどうも丁寧なご審議ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【内藤課長代理】

服部会長、ありがとうございました。

また、委員のみなさま方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

なお、第2回総会につきましては、来年2月頃、開催する予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。